

京都府内部事務アウトソーシング業務に関する 質問への回答書

令和 6 年 5 月 1 6 日

京都府総合政策環境部情報政策課

京都府内部事務アウトソーシング業務に関する質問及び回答一覧

番号	種別	頁	項目	質問内容	回答
1	京都府内部事務アウトソーシング業務委託募集要領 京都府内部事務アウトソーシング業務委託に係る企画提案書作成要領	5 1	8 評価方法等 (5) その他 エ 府の示す仕様を満たさない提案を行った場合 1 企画提案書の作成方法 (5)	募集要領には、「府の示す仕様を満たさない提案を行った場合は失格とする」と記載がございます。一方で作成要領には、「企画仕様書の記載内容に実現が困難な点、より効果的な手法等がある場合については、理由、改善方法等を記載の上、企画提案書の内容に盛り込むこと」と記載がございます。 より効果的な手法がある場合は、前提条件をご提示したうえで、仕様の内容の代替手段をご提案することは可能でしょうか。	そのような提案も可能ですが、代替手段の内容、及び前提条件も含めた実現可能性についても評価の対象となります。
2	京都府内部事務アウトソーシング業務委託に係る企画提案書作成のための仕様書	3	2.4 法令の遵守	『職業安定法』第四十四条(労働者供給事業の禁止)及び『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律』第五条(労働者派遣事業の許可)により規定されているいわゆる「偽装請負」に関して、本業務仕様よりも上位の概念として遵守すべき事項である、という認識に相違ございませんでしょうか。	法律の規定を遵守することが前提となりますので、本府職員が受託業者の労働者に直接指揮命令を行うような業務執行体制は想定しておりません。
3	京都府内部事務アウトソーシング業務委託に係る企画提案書作成のための仕様書	3	2.4 法令の遵守	令和5年11月29日付で内閣官房公正取引委員会により出されました「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」 本内容については、貴府においてもご留意いただける、という認識に相違ございませんでしょうか。	前提として、本調達は5年間の委託業務を公募するものであり、全期の費用を積算の上で公募参加をいただく性質のものとなります。 競争入札と異なり価格のみで相手先を決定するものではありませんが、提示価格についても評価の一項目であり、契約期間中に金額の変更を行うことは、調達時点で想定が難しい事情がない限り、外形的には調達手続きの公平性に疑義が生じ得るものであることをご理解願います。 その上で、左記指針を遵守していくよう努めます。
4	京都府内部事務アウトソーシング業務委託に係る企画提案書作成のための仕様書	39	個別業務仕様:コールセンター業務(附随業務) 5 その他	例えば個別業務仕様書内で、「一般職員への各種周知文書について、京都府からの文書確認依頼に対し、校正し、コールセンター経験を踏まえた内容に適宜修正を行うとともに、問い合わせを減少できるような文書の提案を行うこと。」という記載がございます。 本例で記載しますと時期、校正文章文字数等の明確な記載がなく、短納期、突発的な依頼の場合に対応が困難であることが想定されます。 上記及び類似する仕様書の記載に対して、制限や前提付きの提案とさせていただきますことでは差し支えございませんでしょうか。	そのような提案も可能ですが、提案される制限や前提条件が適切かどうかも含めて評価の対象となります。 また、当該業務はコールセンターへの問い合わせ件数を減少させる取組を積極的に行っていただくことを目的としたものであり、受託業者と都度協議の上で、常識的な範囲の期限において依頼させていただくことを想定しています。